

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 元年 7月 1日～令和 4年 6月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業、子の看護休暇等の制度の周知や情報提供を行う

＜対策＞

- 令和 元年 7月～ 法に基づく諸制度の調査、就業規則の見直し
- 令和 元年 7月～ 制度に関する情報を全従業員への周知・活用を促す

目標2：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

＜対策＞

- 令和 元年 7月～ 男性の育児休業等取得に関する資料(パンフレット等)を従業員に回覧し、男性従業員も育児休業(短期間でも可)を取得できることを周知・活用を促す

目標3：雇用保険法に基づく育児休業給付金制度や、育児休職中の社会保険料の免除制度等についての周知や情報提供を行う

＜対策＞

- 令和 元年 7月～ 諸制度に関する資料(パンフレット等)を従業員に回覧し周知・活用を促す